

公益財団法人東京都都市づくり公社建設工事共同企業体取扱基準

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この基準は、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 対象工事の工種・規模等により、上位等級と下位等級等の業者間による共同請負の実施を推進し、よって下位等級業者の施工能力の向上と中小企業の受注機会の増大を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 3 条 対象工事は、指名競争入札の方法により発注する工事で、1 件当たりの予定価格が土木工事においては 5 億円以上、建築工事においては 6 億円以上のものとする。

(構成員の要件)

第 4 条 共同企業体の全ての構成員は、次の各号の要件を満たした者でなければならない。

- (1) 公社の入札参加資格を有するものであること。
- (2) 公社の競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(構成員数)

第 5 条 共同企業体の構成員数は、原則として、別表 1 のとおりとする。このうち 1 社については、施工場所の区市町村又は近隣並びに多摩地域に、次の各号に掲げるいずれかを有する者であること。

- (1) 本店
- (2) 支店
- (3) 営業所

2 前項の規定に係らず大規模・技術的難度の高い工事及びその他特殊要因等がある工事については、構成員数を変更することができる。

(結成の方法)

第 6 条 共同企業体の結成は、自主結成方式とする。

(出資比率)

第 7 条 代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の総出資額の 100 分の 60 以上とする。

(参加資格の確認)

第 8 条 入札参加資格の確認は、共同企業体から指定日時までに提出させた共同企業体協定書及び委任状を添付した入札参加資格審査申込書等により行う。

(有効期間)

第 9 条 共同企業体の有効期間は、入札の結果、公社が契約を締結した共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了する。

2 契約共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事について、かし担保責任がある場合には、各構成員連帯してその責を負うものとする。

(その他)

第 10 条 この基準に定めるもののほか、企業体の構成員の選定・指名について必要な事項は別に定める。

附則

この基準は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

工事種別	予定価格	構成員数
土木工事	5 億円以上 20 億円未満	2 社
	20 億円以上	3 社
建築工事	6 億円以上 30 億円未満	2 社
	30 億円以上	3 社